【払戻請求相続人】

組合員の死亡に伴う法定脱退の手続について

組合員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が平成＿＿年＿＿月＿＿日死亡致しました。
つきましては、貴組合の定款第１５条の定めによる法定脱退に該当致しますので、組合員名簿から抹消願います。
なお、持分精算後の払戻金については相続人である私＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が、払戻請求権を取得致しましたので下記の私名義預金口座にお振込願います。

平成　　年　　月　　日

広島県酪農業協同組合長 殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿□

死亡した組合員との続柄（死亡した組合員の＿＿＿＿）

記

振　込　先　　金融機関　　農協・信用金庫　　支店
＿＿＿＿＿＿銀行・信用組合＿＿＿＿＿支所

口座番号　　普通・当座　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)----------
口座名義　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

定款第１５条抜粋

（相続による加入）
第１５条　組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後９０日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。
２　前項の規定により加入の申し込みをしようとするときは、当該持ち分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

（個人情報取扱について）
「払戻請求相続人」により知り得た個人情報は、当組合の定める個人情報取扱規程に基づき、他の目的への使用は行いません。